



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

157	瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請	(環境管理課).....	1
158	障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課).....	4
159	〃	(〃).....	4
160	地方卸売市場の廃止の許可	(食品流通課).....	4
161	地方卸売市場における卸売業務の廃止の届出	(〃).....	4
162	道路の区域変更	(道路保全課).....	4
163	道路の供用開始	(〃).....	5
164	都市計画事業の事業計画の変更認可	(道路建設課).....	5
165	道路の位置の指定	(都市政策課).....	5

○ 選挙管理委員会告示

*17	平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号(個人演説会等の公営施設の指定)の一部改正	6
-----	---	-------	---

告 示

和歌山県告示第157号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

平成23年2月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名
住所 和歌山県紀の川市名手市場294-1
名称 医療法人共栄会 名手病院 理事長 池田知子
- (2) 工場又は事業場の所在地及び名称
所在地 和歌山県紀の川市名手市場294-1
名称 医療法人共栄会 名手病院
- (3) 特定施設に関する事項
別表1のとおり
- (4) 汚水等の処理施設に関する事項
別表2のとおり
- (5) 排出水の汚染状態及び量
別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成23年2月8日から同年3月1日まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び紀の川市役所

別表1

種 類	72		
基 数	1		
能 力	832人槽		
工事着手予定年月日	平成23年3月28日		
工事完成予定年月日	平成23年6月15日		
使用開始予定年月日	平成23年6月30日		
使用時間間隔	連続		
1日当たりの使用時間	24時間		
使用の季節的変動	なし		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値	通常	最大	
	pH	5.8~8.6	5.8~8.6
	BOD(mg/ℓ)	20	20
	COD(mg/ℓ)	25	25
	SS(mg/ℓ)	90	90
	n-Hex(mg/ℓ)	5	5
	T-N(mg/ℓ)	30	30
	T-P(mg/ℓ)	3	3
当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量(m ³ /日)	104	104	

別表2

種 類	合併浄化槽				透析排水処理設備				
能 力	104m ³ /日				15.4m ³ /日				
汚水等の処理方式	膜分離活性汚泥方式				膜分離活性汚泥方式				
工事着手予定年月日	平成23年3月28日				平成23年3月28日				
工事完成予定年月日	平成23年6月15日				平成23年6月15日				
使用開始予定年月日	平成23年6月30日				平成23年6月30日				
使用時間間隔	連続				連続				
1日当たりの使用時間	24時間				24時間				
使用の季節的変動	なし				なし				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値	通 常		最 大		通 常		最 大		
	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	
	pH	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	
	BOD(mg/ℓ)	320	20	320	20	1200	20	1200	20
	COD(mg/ℓ)	150	25	150	25	—	25	—	25
SS(mg/ℓ)	250	90	250	90	—	90	—	90	

	n-Hex(mg/ℓ)	15	5	15	5	—	—	—	—
	T-N(mg/ℓ)	50	30	50	30	100	30	100	30
	T-P(mg/ℓ)	5	3	5	3	7	3	7	3
当該汚水等の1日当たりの通常 の量及び最大の量(m ³ /日)		104	104	104	104	15.4	15.4	15.4	15.4

別表3-1

排水口名		No.1 (変更前)	No.1 (変更後)
排水量(m ³ /日)	通常	30.38	104
	最大	103	104
pH	通常	5.8~8.6	5.8~8.6
	最大	5.8~8.6	5.8~8.6
BOD(mg/ℓ)	通常	20	20
	最大	20	20
COD(mg/ℓ)	通常	30	25
	最大	60	25
SS(mg/ℓ)	通常	50	90
	最大	50	90
n-Hex(mg/ℓ)	通常	20	5
	最大	20	5
T-N(mg/ℓ)	通常	50	30
	最大	50	30
T-P(mg/ℓ)	通常	5	3
	最大	5	3

別表3-2

排水口名		No.2 (新設)
排水量(m ³ /日)	通常	15.4
	最大	15.4
pH	通常	5.8~8.6
	最大	5.8~8.6
BOD(mg/ℓ)	通常	20
	最大	20
COD(mg/ℓ)	通常	25
	最大	25
SS(mg/ℓ)	通常	90
	最大	90
T-N(mg/ℓ)	通常	30
	最大	30
T-P(mg/ℓ)	通常	3
	最大	3

和歌山県告示第158号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成23年2月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 病院又は診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
みなべメンタルクリニック	日高郡みなべ町埴田1574-19	角前修二	平成 23. 2. 1

和歌山県告示第159号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき公示する。

平成23年2月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類（薬局は除く。）	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
サンライトげんき薬局上富田店	西牟婁郡上富田町朝来1406-1	—	今泉源太	平成 23. 2. 1

和歌山県告示第160号

卸売市場法（昭和46年法律第35条）第60条の規定により、次のとおり地方卸売市場の廃止を許可したので、和歌山県卸売市場条例（昭和47年和歌山県条例第9号）第24条第1号の規定により告示する。

平成23年2月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

地方卸売市場の名称	地方卸売市場の所在地	開設者の氏名	開設者の住所	許 可 年月日
伊都地方卸売市場	橋本市高野口町大野177-1	株式会社伊都青果市場	橋本市高野口町大野177-1	平成 23. 1. 27

和歌山県告示第161号

和歌山県卸売市場条例（昭和47年和歌山県条例第9号）第7条第2項の規定により、次のとおり地方卸売市場における卸売業務の廃止の届出があったので、同条例第24条第2号の規定により告示する。

平成23年2月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

地方卸売市場の名称	地方卸売市場の所在地	卸売業者の氏名	卸売業者の住所	廃 止 年月日
伊都地方卸売市場	橋本市高野口町大野177-1	株式会社伊都青果市場	橋本市高野口町大野177-1	平成 23. 2. 1

和歌山県告示第162号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告

示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年2月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御坊美山線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
御坊市島字道ノ瀬891番3地先から同市藤田町吉田字大河原325番1地先まで	旧	18.40 ） 24.50	623.80	
同上	新	23.00 ） 39.90	623.80	

和歌山県告示第163号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年2月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 御坊美山線

供用開始の区間 御坊市島字道ノ瀬891番3地先から同市藤田町吉田字大河原325番1地先まで

供用開始の期日 平成23年2月8日

和歌山県告示第164号

那賀都市計画道路事業の事業計画の変更については、平成23年1月21日付け国近整計管和都業第2-1号で認可されたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成23年2月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画事業の種類及び名称
那賀都市計画道路事業 3・6・6号 栄町線
- 2 施行者の名称 和歌山県
- 3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地
- 4 事業地の所在 別添図書のとおり

（「別添図書」は、省略し、その図書を和歌山県県土整備部道路局道路建設課及び那賀振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第165号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成23年2月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3118	海南市岡田字ケチデン309番1の一部、309番3の一部	和歌山市中之島703番地の2 エポック株式会社 代表取締役 山下茂男	平成 23. 1. 28	6.00	82.57

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第17号

平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号（個人演説会等の公営施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成23年2月8日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

表中 「 田辺市本宮町下湯川479番地 」 「 旧四村川小学校（新校舎） 」
 「 を 「 田辺市本宮町下湯川479番地 」 「 旧四村川小学校 」
 「 に改める。 」